独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開 (物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について (平成24年6月1日行政改革実行本部決定) に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	630,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	41
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	23
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	6,500,000	－	－	公益財団法人	国所管	15
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	13,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	42
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	29,900,000	－	－	公益財団法人	国所管	6
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	25
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	25
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	29,900,000	－	－	公益財団法人	国所管	30
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	24
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	6,500,000	－	－	公益財団法人	国所管	15
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	27
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	27
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人川崎市産業振興財団	神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20	7020005009854	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	52,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	25
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	10,010,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	6
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	65,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	3
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	15
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人かずさDNA研究所	千葉県木更津市かずさ鎌足2丁目6番7号	8040005016807	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	2,600,000	－	－	公益財団法人	国所管	26
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人微生物化学研究会	東京都品川区上大崎3丁目14番23号	3010705001652	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	13,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	7
委託実験調査契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人　野口研究所	東京都板橋区加賀1丁目9番7号	3011405001521	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	7,920,000	－	－	公益財団法人	国所管	113
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人結核予防会　結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	9,750,000	－	－	公益財団法人	国所管	20
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人結核予防会　結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	9,100,000	－	－	公益財団法人	国所管	1
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人結核予防会　結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	9,750,000	－	－	公益財団法人	国所管	2
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団	京都府京都市左京区聖護院川原町53	2130005015689	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	596,856,000	－	－	公益財団法人	国所管	1
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人実中研	神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番12号	9020005009695	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	91,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	7
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	22,100,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	38
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	15,600,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	83
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	80,184,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	41
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	16,900,000	－	－	公益財団法人	国所管	163
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	16,900,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	163
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	13,455,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	108
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	14,300,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	24
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	52,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	4
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人広島生命科学研究所	広島県広島市南区西旭町7番21号	1240005015464	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	114,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	4
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人北海道対がん協会	北海道札幌市東区北二十六条東14丁目1番15号	2430005010734	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	29,965,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	4

物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	10,010,000	－	－	公益財団法人	国所管	15
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	16,900,000	－	－	公益財団法人	国所管	22
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	19,500,000	－	－	公益財団法人	国所管	12
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	13,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	28
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	7,930,000	－	－	公益財団法人	国所管	4
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人広島生命科学研究所	広島県広島市南区西旭町7番21号	1240005015464	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	19,050,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	2
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人広島生命科学研究所	広島県広島市南区西旭町7番21号	1240005015464	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	2,470,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	44
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人結核予防会　結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	24,700,000	－	－	公益財団法人	国所管	11
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人結核予防会　結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	14
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人結核予防会　結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	13
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	26,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	32
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	13,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	15
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	65,000,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	8
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益社団法人NEXT　VISION	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目1番8 神戸アイセンター2階	4140005021981	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	12,999,999	－	－	公益財団法人	国所管	8
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構	岡山県倉敷市美和一丁目1番1号	7260005003230	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	55,659,066	－	－	公益財団法人	都道府県所管	8
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	85,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	3
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.04.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	6,000,000	－	－	公益財団法人	国所管	1
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.06.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	22,100,000	－	－	公益財団法人	国所管	28
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.06.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	22,100,000	－	－	公益財団法人	国所管	25
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.06.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	22,100,000	－	－	公益財団法人	国所管	17
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.06.01	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	6,500,000	－	－	公益財団法人	国所管	18
委託研究開発契約	契約担当職理事長　中釜 斉 東京都千代田区大手町1-7-1	R8.08.07	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	業務遂行のために必要な技術保有の観点から契約の相手先が限られるため。 (会計規程第34条第1項)	－	23,400,000	－	－	公益財団法人	都道府県所管	82

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。